

後見制度支援預金 商品概要説明書

(2020年10月19日現在適用中)

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (対象預金) | <ul style="list-style-type: none"> 後見制度支援預金(普通預金、決済用普通預金) ※別途、「後見制度支援預金に係る資金管理特約書」をご提出いただきます。 |
| 2. ご利用いただける お客さま | <ul style="list-style-type: none"> 後見人が選任されている(未)成年被後見人で、静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所(支部・出張所を含む)から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 |
| 3. 取扱店 | <ul style="list-style-type: none"> インターネット支店を除く静岡県内および神奈川県内の店舗 |
| 4. 口座開設方法 | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。 |
| 5. 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 期間の定めはありません。 |
| 6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただけます。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※口座を開設された店舗でのみお預入れいただけます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位 |
| 7. 払戻方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 | <ul style="list-style-type: none"> 静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお引出しいただけます。 ※お引出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ※口座を開設された店舗でのみお引出しいただけます。 ・ 静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」記載の金額 |
| 8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> ※決済用普通預金の場合は、付利しません。 ・ 当社所定の普通預金利率を適用します。(変動金利・変動基準なし) ・ 毎年2月と8月の当社所定の日、および解約時にお支払します。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 |
| 9. 口座開設手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11,000円(消費税込) |
| 10. 付加できる 特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額自動送金サービスをご利用いただけます。 ※静岡県内および神奈川県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、日常的に必要な定期の定額支払に限りお取り扱いします。 |
| 11. 利率情報の 入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利率については、窓口でお問合せください。 |
| 12. 利子に対する 課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、20%(国税 15%、地方税 5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。 |

後見制度支援預金 商品概要説明書

(2020年10月19日現在適用中)

| | |
|--|---|
| <p>13. 契約の終了</p> | <p>以下の①～⑥のいずれかに該当した場合、契約は終了します。</p> <p>①家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約の申出があった場合</p> <p>②(未)成年被後見人が死亡した場合や後見開始取消審判の確定があった場合、未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用対象外となった場合</p> <p>③預金残高が定額自動送金の金額に満たなくなった場合</p> <p>④管轄の家庭裁判所が静岡家庭裁判所および横浜家庭裁判所(本庁・支部・出張所)以外となった場合</p> <p>⑤普通預金規定に定める解約事由(暴力団排除条項等)に該当する場合</p> <p>⑥預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当社が終了すべきと判断した場合</p> |
| <p>14. その他 留意事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ この預金を引落口座とする口座振替はご利用いただけません。 ・ この預金を支払口座(代表口座)とするインターネットバンキングおよびテレフォンバンキングはご利用いただけません。 ・ この預金からお振込みをされる場合、または、定額自動送金サービスを利用される場合、所定の振込手数料および取扱手数料がかかります。 ・ この預金口座への振込入金はお受けすることができません。 ・ この預金は、マル優(小額貯蓄非課税制度)はご利用いただけません。 ・ この預金は、預金保険制度の対象となります。 |
| <p>15. 当社が契約 している指定 紛争解決機関</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 : 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772 |